

かいごほけん

介護保険だより

令和5年(2023年)度版

No.26

発行:江東区福祉部介護保険課
〒135-8383 江東区東陽4-11-28
電話 3647-9111(代)
FAX 3647-9466

令和5年度(2023年度)の介護保険料額をお知らせします

介護保険制度は、介護に対する不安や負担を社会全体で支えるしくみです。

介護保険料は、高齢者人口や介護保険サービス等にかかる費用の推計から算出し、3年ごとに見直しが行われます。介護保険の財源は、皆様からお支払いいただく保険料で23%、40~64歳の方の保険料で27%、公費で50%がまかなわれており、一人ひとりの保険料が、介護保険制度を支えています。保険料は大切な財源です。安心して介護サービスを利用することができるよう、保険料納付に引き続きご協力いただきますよう、お願いいたします。



令和5年度(2023年度) 65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

所得段階	対象者	年額	
第1段階	生活保護、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	20,880円	
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税	27,840円	
第3段階	合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円超える方	45,240円	
第4段階	本人が住民税非課税	59,160円	
第5段階	世帯に住民税課税者がいる方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	(基準額) 69,600円	
第6段階	合計所得金額が125万円未満の方	80,040円	
第7段階	合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	90,480円	
第8段階	合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	114,840円	
第9段階	合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	121,800円	
第10段階	合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	142,680円	
第11段階	本人が住民税課税	合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	146,160円
第12段階	合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	174,000円	
第13段階	合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	194,880円	
第14段階	合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の方	201,840円	
第15段階	合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満の方	208,800円	
第16段階	合計所得金額が1,500万円以上の方	215,760円	

①介護保険料は、当該年度のご本人と世帯員の課税状況やご本人の合計所得金額に応じて、各段階に区分されます。

「世帯」は、毎年4月1日時点の状況に基づいて決められます。

②第1段階から第3段階は、低所得者負担軽減措置の適用により、料率が軽減されています。

③表中の「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費を控除した金額のことです。扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。また、繰越損失がある場合には、繰越控除前の金額をいいます。

④土地・建物の譲渡所得については特別控除後の金額が適用され、

第1~5段階の方については公的年金等にかかる雑所得が合計所得金額から控除されます。

⑤「課税年金収入額」とは、公的年金等の収入金額(障害年金・遺族年金等の非課税年金を除く公的年金の受給総額)を指します。

⑥第1~5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以降の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。

介護保険料額決定通知書の内容をご確認ください

135-8383 東京都江東区東陽4丁目11番28号 介護 太郎 様	年月日 江東区長 公印					
被保険者番号 **** * * * * * * * 被保険者氏名 介護 太郎						
令和5年度 介護保険料額決定通知書						
令和5年度の介護保険料額が決定しましたので通知します。						
決定事由 **** * * *						
●保険料額算定の基礎						
期間	月数	世帯課税状況	本人課税状況	合計所得金額	所得段階	年間保険料額
**** から **** まで	****	****	****	ア 円	イ	ウ 円
●期別保険料額(円)		●介護保険料の納付方法				
期別	普通徴収 納付書払い又は口座振替	特別徴収 年金から差引き	左表の「特別徴収」欄に金額の記載がある場合 下記の年金から保険料が差引きされます。 特別徴収義務者 ***** 特別徴収対象年金 ***** ★特別徴収額は、翌月を含む2か月相当分となります。 ★2月と同じ金額が翌年度4月・6月の年金から差引きされます。			
4月		****				
5月						
6月	****	****				
7月	****					
8月	****	****				
9月	****					
10月	工	****	オ	****		
11月	****					
12月	****	****				
1月	****					
2月	****					
3月	****					
計	****					
合計	ウ	*****				

- 年間の保険料額が変更になることがあります** 変更通知書でお知らせします
- 6月の住民税確定後に所得額や世帯の課税状況に変更があると、保険料も変更になります。
 - 令和5年1月2日以降に転入の方は所得額や前住所地での課税状況が不明なため、当初は低い段階で仮計算した額で納めます。保険料は所得額等の確認後に再計算し、差額の納付書を後日お送りします。
 - 特別徴収の方の4月期と6月期の保険料は、住民税確定前のため、前年度2月期と同額で仮徴収します。当該年度の保険料は8月期以降で調整するため、各期の納付金額が一定でない場合もあります。

70歳以上の方へ

介護保険料額決定通知書は、東京都のシルバーパスを購入する際の所得確認書類の一部として使うことができます。再発行はできませんので大切に保管してください。(東京バス協会・シルバーパス専用電話 5308-6950)

ア・イ・ウ欄は、今年度に納めていただく保険料の総額の説明です

- ア欄…合計所得金額 ご本人の課税・非課税状況、前年の合計所得金額アのほか、世帯員の課税状況によって所得段階イ、年間の保険料額ウが決まります。※表面記載の保険料表をご覧ください。
- イ欄…所得段階 介護保険料は65歳の誕生日の前の属する月または、転入月から計算されます。
- ウ欄…年間保険料額 年間の保険料は、4月から翌年3月までの12か月分です。

工・オ欄は、今年度に納めていただく月々の保険料額の説明です

- 工欄…普通徴収として、同封の納付書または口座振替で毎月納めていただきます。
- オ欄…特別徴収として、偶数月に年金から保険料を差引きさせていただきます。※手続きの必要はありません。

①欄、④欄両方に金額が記載されている方は、年度の途中で支払方法が変更になります。
④欄に金額記載のある月から特別徴収に切り替わることになります。

期別	普通徴収 納付書払い又は口座振替	特別徴収 年金から差引き
4月		0
5月		
6月	***	0
7月	***	
8月	***	0
9月	***	
10月	工	***
11月	0	
12月	0	***
1月	0	
2月	0	***
3月	0	
計	0	***
合計	ウ	*****

普通徴収の方でも、年金受給が年額18万円以上の場合には、日本年金機構の準備が整い次第、特別徴収に切り替わります。
工欄で、6月から翌年3月までの全期間が「普通徴収」で記載されていても、年度途中(12月期・2月期)で特別徴収に切り替わる場合があります。
普通徴収から特別徴収に切り替わる際には、改めてご通知を差し上げます。

保険料の納め方(介護保険法第131条)

介護保険法の定めにより、年金の受給額等によって、2つの方法に分かれます。(ご本人で納め方を選ぶことはできません)

普通徴収

- 年金受給が年額18万円未満または年金を受給していない方
- 納付方法 1年間(4月分から翌年3月分)の保険料を、6月から翌年の3月までの10回で納めていただきます。
- 納付書は、6月に1年分(6月期から翌年3月期)をお送りします。
 - 納付期限は月末(金融機関が休日の場合は翌営業日)
 - 介護保険課、出張所、金融機関、コンビニエンスストアで納められます。
 - モバイルレジ、PayPay、LINEPay、d払い、auPAY、J-Coinによる請求書(支)払いも行っています。

- 手続きの場所と持参するもの
- 区指定の金融機関、介護保険課、出張所
口座振替依頼書、預(貯)金通帳、印かん(通帳届出印)
 - 介護保険課、出張所
区指定の金融機関のキャッシュカードだけで手続きができます。
みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・きらぼし銀行・ゆうちょ銀行・東京ベイ・東京東信用金庫(一部取扱いのできないカードがあります。)

特別徴収

特 別 徹 収

- 年金受給が年額18万円以上の方
- 納付方法 保険料の2か月相当分を年金の支給月(年6回)にあわせて差引きさせていただきます。
- 例
- 4月支給年金 介護保険料 4・5月分
 - 6月支給年金 介護保険料 6・7月分
 - 8月支給年金 介護保険料 8・9月分
 - 10月支給年金 介護保険料 10・11月分
 - 12月支給年金 介護保険料 12・1月分
 - 2月支給年金 介護保険料 2・3月分

65歳になったばかりの方、転入された方等は日本年金機構の準備が整い次第(6か月~1年程度)自動的に特別徴収が開始されます。

それまでの間は、介護保険課からお送りする納付書で納めていただきます。

その他年金受給に何らかの変更等があった方も、一時的に普通徴収に切り替わります。

介護保険料の減額制度について

下記のすべてに該当する方が対象となります

- 介護保険料の段階が第1段階(生活保護受給者を除く)、第2段階、第3段階の方
- 令和4年1月~令和4年12月の収入の合計額が1人世帯で150万円以下の方(世帯員が1人増加するごとに50万円を加算)
収入には、遺族年金、障害年金、定期的な仕送り、各種手当などが含まれます。
- 株式などの有価証券、投資信託等も含む預貯金等合計額が1人世帯で350万円以下の方(世帯員が1人増加するごとに100万円を加算)
- 居住以外に不動産を所有していない
- 住民税を課税されている方の被扶養者となっていない
- 住民税を課税されている親族と同一住居内に居住していない
- 特別養護老人ホーム等の介護保険施設に入所していない
- 介護保険料を滞納していない

第1段階	年額 20,880円 → 17,400円 に 減額
第2段階	年額 27,840円 → 24,360円 に 減額
第3段階	年額 45,240円 → 41,760円 に 減額

※上記の内容をすべて満たしていることを確認するため、預(貯)金通帳、健康保険証等を提示していただきます。介護保険課資格保険料係へ、事前にご相談ください。

保険料を納めないと

保険料を納めないと、いざサービスを利用しようとした時に
さまざまな措置がとられることがあります。



納期限より
1年以上滞納すると

介護保険サービス等を利用した場合、いったん全額を自己負担し、後で申請して保険給付を受け取ること（償還払い）があります。



納期限より
1年6か月以上滞納すると

介護保険サービス等の利用料全額を自己負担した後、保険給付が一時差止められ、滞納している保険料を、保険給付から差し引く措置がとられる場合があります。



納期限より
2年以上滞納すると

利用者の自己負担が3割（一定以上の所得のある方は4割）負担に引き上げられたり、高額介護サービス費が支給されなくなるなどの措置がとられます。

■ 納付相談について

滞納してしまった保険料を分割して納付する方法もありますので、介護保険課資格保険料係までご相談ください。

■ 徴収嘱託員が訪問します

保険料未納世帯には、徴収嘱託員が直接訪問します。また、外出が困難な方には、ご希望によりご自宅まで徴収に伺いますので、介護保険課までご連絡ください。

※徴収嘱託員は、必ず身分証明書を携帯しています。



■ 納付案内センター（コールセンター）から電話をします

保険料未納の方には、納め忘れなどを早期に解消していただくために介護保険納付案内センター（コールセンター）から納付案内の電話をします。

納付した介護保険料は社会保険料の税控除の対象になります

毎年1月から12月までに納めた介護保険料は、その年の社会保険料控除として所得控除の対象となります。
確定申告の際は、下記を参考にして介護保険料の納付額を算出してください。

● 納付書で納めた方は

領収証書の日付を確認して、1年間に支払った保険料額を合計してください。改めて通知はありません。

● 口座振替で納めた方は

毎年12月中旬以降に介護保険課から届く「介護保険料口座振替済のお知らせ」をご確認ください。

● 年金から差引きで納めた方は

毎年1月に日本年金機構から届く「公的年金等の源泉徴収票」（はがき）に記載されている金額をご確認ください。

※年金から差引きされた保険料は、その年金受給者本人のみに社会保険料控除が適用されます。

（例）妻の年金から差引きされた保険料は、夫の社会保険料控除に含むことはできません。）

※1年の途中で納付方法が変更になった場合や、転入等により前住所地で納めた保険料がある場合などは、それらを合算して申請できます。

※障害年金や遺族年金を受給している方で、日本年金機構から源泉徴収票が届かない場合は、1年間の納付額の確認書を発行しますので、介護保険課資格保険料係までお問い合わせください。

■ 介護保険についてのお問い合わせは（区役所3階 2~6番窓口）

- | | |
|-----------------------------------|---|
| ● 保険証や保険料について…資格保険料係 ☎(3647) 9493 | ● 介護サービス利用相談……在宅支援係 ☎(3647) 9099 |
| ● 要介護認定について……認 定 係 ☎(3647) 9496 | ● 介護保険外の |
| ● 訪問調査について……調 査 係 ☎(3647) 9497 | 高齢者の在宅サービスについて……在宅支援係 ☎(3647) 4319 |
| ● 保険給付について……給 付 係 ☎(3647) 9498 | ● ホームページ… https://www.city.koto.lg.jp/fukushi/kaigohoken |